

令和 8 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料

予算に関する説明書

(令和 8 年度 9 月補正予算等関係)

警 察 本 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 8 年 9 月定例会議案説明資料目次

警察本部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会 計 課	3 4
	2 債務負担行為に関する調書		5

【予算関係以外】 (報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 8 年 8 月 10 日専決）	監 察 課	6
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 8 年 8 月 10 日専決）	監 察 課	7
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 8 年 8 月 10 日専決）	監 察 課	8
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和 8 年 8 月 26 日専決）	監 察 課	9

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警 察 本 部 （ 会 計 課 ）	18,894,989	0	18,894,989					
合 計	18,894,989	0	18,894,989					

説 明（主な事業）

事業名

○ 通信指令・総合指揮システム運営費

[債務負担行為額]1,880,280 千円

令和 8 年度一般会計補正予算説明資料

9 款 警察費

2 項 警察活動費

会計課（内線：8502）

3 目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
通信指令・総合指揮システム運営費	140,868	債務負担行為 1,880,280 0	債務負担行為 1,880,280 140,868				債務負担行為 1,880,280	
トータルコスト	補正前：226,778 千円（10.7 人）、補正：0 千円（0.0 人）、計：226,778 千円（10.7 人）							

1 事業の目的、概要

目的：県民からの 110 番通報に対して迅速・的確な対応を行う。

概要：事件・事故による被害拡大の防止や犯人逮捕、通報直後における初動警察活動のために必要な通信指令・総合指揮システムについて、システム更新及び一部機能の向上を行う。

2 主な事業内容

令和 10 年 2 月末に現行システムの保守付リース期間が満了することから、近年の社会情勢、情報技術の高度化及び複雑化を鑑み、県民の安心、安全を確保するため、システムの機能向上を含めた更新整備をする。

【機能向上概要】

- 大型表示装置の更新
- インターネット端末の導入
- 110 番端末への手書き入力機能（板タブレット）の導入
- 支援員用端末の導入

【所要経費】

- 総額 1,880,280 千円（令和 10 年 3 月～令和 16 年 2 月）
- 年額 313,380 千円

3 その他（更新スケジュール）

令和 8 年 12 月	調達公告
令和 9 年 2 月	入札
令和 9 年 3 月	契約
令和 9 年 4 月～10 月	システム開発
令和 9 年 11 月～12 月	機器設置
令和 10 年 1 月	機器調整、試験
令和 10 年 2 月	試行運用、切替
令和 10 年 3 月	本運用開始

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和8年度 通信指令・総合指揮システム運営費	会計課	千円 1,880,280		千円	令和9年度から 令和15年度まで	千円 1,880,280	千円	千円	千円	千円 1,880,280	通信指令・総合 指揮システム賃 貸借及び保守業 務

件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年8月10日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年8月10日専決処分したので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金15,000円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和7年12月7日 午前6時15分頃 イ 事故発生場所 米子市石州府地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（捜査用多目的運搬車）を運転中、交差点を左折する際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する石垣に接触し、同石垣を破損させたものである。 <参考> ・ 損害賠償額 15,000円 うち、県費支出額15,000円（保険契約による免責額3万円以内）

件名	議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年8月10日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年8月10日専決処分したので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 東京都千代田区麹町五丁目2番地1 株式会社オリエントコーポレーション 代表取締役 馬場 一 晃 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金202,910円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和7年12月14日 午後4時35分頃 イ 事故発生場所 鳥取市晩稲地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を駐車場内に駐車し、助手席ドアが半開きのまま車両から離れていたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。 <参考> ・ 損害賠償額 202,910円 うち、保険支払額172,910円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円）

件名	議会の委任による専決処分の報告について (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年8月10日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年8月10日専決処分したので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金85,360円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和8年4月8日 午後0時30分頃 イ 事故発生場所 米子市東福原八丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、右側の注意を怠ったため、停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車とすれ違う際に接触し、同車両が破損したものである。 <参考> ・ 損害賠償額 85,360円 うち、保険支払額55,360円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円）

件名	議会の委任による専決処分の報告について (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年8月26日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年8月26日専決処分したので、本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 和解の相手方 東京都千代田区神田練堀町3番地 ニッポンレンタカーサービス株式会社 代表取締役 藤原徳久 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金67,260円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和8年2月22日 午前10時5分頃 イ 事故発生場所 鳥取市気高町浜村地内 ウ 事故の状況 鳥取県浜村警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。 <参考> ・ 損害賠償額 67,260円 うち、保険支払額37,260円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円） ・ 県側車両損害額 383,845円